

委員会提出議案第2号

テロ等組織犯罪準備罪（いわゆる共謀罪）法案に関し慎重な
対応を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出します。

平成29年4月18日提出

南相馬市議会議長 細田 廣 様

提出者 総務常任委員長
鈴木 昌 一

テロ等組織犯罪準備罪（いわゆる共謀罪）法案に関し慎重な対応を求める意見書（案）

政府は、かつて3度にわたり国会に提出し、そのたびに廃案となった共謀罪を創設する法案を一部修正したうえで、新たな法律案として提出し、成立を目指す方針を示しました。

かつて廃案となった共謀罪を創設する法案については、犯罪を実行していなくても、犯罪を行うことを相談・計画すれば、それ自体を罪にする、思想・良心・言論の自由を侵すものであるという厳しい批判がありました。

今回の法案では、その批判を踏まえ、対象を組織的犯罪集団とし、犯罪遂行の計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われることを要件としていますが、こうした修正が加えられたとしても、かつて批判された危険性が完全に払拭されたとは言えません。

まず組織的犯罪集団の定義が曖昧であり、その集団に該当するかどうかは捜査機関が判断することとなり、また準備行為の要件もその内容や範囲が具体的ではないため、恣意的な運用を許すことにつながりかねず、広く市民生活にかかわる犯罪も対象になる恐れがあります。

また政府は、「国際組織犯罪防止条約の批准のために共謀罪が必要」と言いますが、この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるためのものであり、テロ対策に関する条約は国際的に13本制定されており、日本もその全てを締結し、国内法も整備しています。よって、条約の批准のために新たにテロ等組織犯罪準備罪（いわゆる共謀罪）を創設することの必要性について、大きな疑義があります。

このようにテロ等組織犯罪準備罪（いわゆる共謀罪）の創設については、多くの国民が、表現・思想・内心を監視されるのではないかと不安をいまだ払拭しきれてはいません。

よって国においては、テロ等組織犯罪準備罪（いわゆる共謀罪）の取り扱いには慎重を期した対応をされるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年4月18日

福島県南相馬市議会議長 細 田 廣

衆議院議長 様

参議院議長 様

内閣総理大臣 様

法務大臣 様